

京都市告示第 13 号

地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市指定納付受託者とし、公の施設における歳入の納付事務を委託しました。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

京都市美術館の観覧料及び音声ガイド使用料

2 京都市指定納付受託者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

3 納付事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 京都市指定納付受託者の名称及び事務所の所在地、納付事務に係る歳入

所在地	名称	納付事務に係る歳入
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 73 1 番地	京銀カードサービス株式会社 代表取締役 床本 敬三	京都市美術館の観覧料 及び音声ガイド使用料
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 73 1 番地	京都クレジットサービス株式会社 代表取締役 床本 敬三	京都市美術館の観覧料 及び音声ガイド使用料
東京都新宿区西新宿六丁目 3 番 1 号 新宿アーランド・ウイング 5 階	インヴェンティット株式会社 代表取締役社長 鈴木 敏仁	京都市美術館の観覧料

(美術館)